



# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修4. 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修



令和2年度 母子保健指導者養成研修  
妊娠期からの児童虐待防止に関する研修  
令和2年11月24日(火)～12月24日(木)

## 母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課  
健やか親子21

### 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

○ 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約14倍。  
○ 心理的虐待の割合が最も多く(55.3%)、次いで身体的虐待の割合が多い(25.2%)。  
○ 相談経路は、警察等(50%)、近隣知人(13%)、家族(7%)、学校等(7%)からの通告が多くなっている。

#### 児童虐待相談対応件数の推移

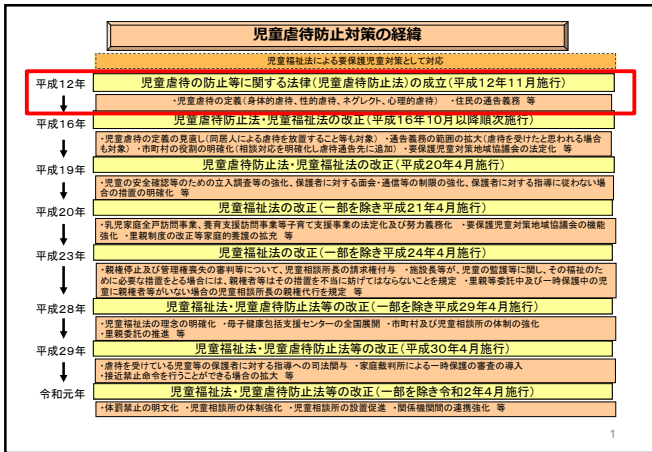
平成11年度から平成30年度までの児童虐待相談対応件数の推移を示す折線グラフ。横軸は年度、縦軸は件数(0から180,000)。データポイント: H11(23,274), H12(26,260), H13(29,738), H14(34,472), H15(40,639), H16(42,664), H17(47,828), H18(50,381), H19(56,381), H20(59,919), H21(66,701), H22(73,200), H23(79,186), H24(87,694), H25(93,458), H26(100,147), H27(106,815), H28(116,236), H29(122,575), H30(159,838)。

#### 虐待相談の内容別割合

内容	件数	割合
身体的虐待	40,238	25.2%
ネグレクト	29,479	18.4%
性的虐待	1,730	1.1%
心理的虐待	88,391	55.3%
総数	159,838	100.0%

#### 虐待相談の相談経路

経路	件数	割合
警察等	79,136	50.0%
近隣知人	21,449	13.5%
家族	11,178	7.0%
学校等	11,449	7.2%
その他	18,100	11.3%
総数	159,838	100.0%

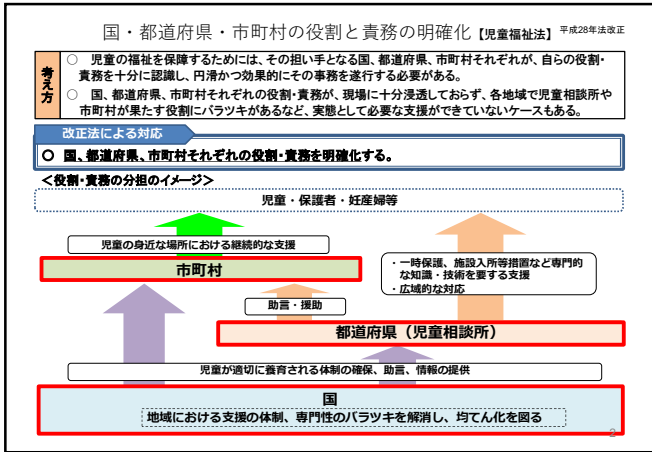


### 市町村児童虐待相談対応件数及び経路別件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

平成30年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、警察等からの割合が多い。

経路	件数	割合
警察等	79,136	50.0%
近隣知人	21,449	13.5%
家族	11,178	7.0%
学校等	11,449	7.2%
その他	18,100	11.3%
総数	159,838	100.0%



### 児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保険審議会児童虐待等被害保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

第1次から第16次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

○ 心中以外の虐待死 786例・833人  
 ○ 0歳児の割合は47.4%、中でも7日児の割合は18.7%。さらに、3歳児以下の割合は76.2%を占めている。  
 ○ 妊産婦の割合は実母が54.5%と最も多い。  
 ○ 妊産婦・産婦における割合では、遺棄が28.9%と最も多く(第11次報告から第16次報告までの累計)、早期しない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況(第3次報告から第16次報告までの累計)が25%強に見られている。  
 ○ 業種における地域社会との関係がほとんど無関係(第2次報告から第16次報告までの累計での割合割合)は39.3%であった。

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修4. 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応	
<p><b>【現状】</b> 平成30年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の19,833件、一貫して増加、死亡事例(平成29年度55人)を再び発生した。事実発生も発生。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の発生予防・早期発見</li> <li>児童虐待発生時の迅速・的確な対応</li> <li>虐待児童への自立支援</li> </ul>	<p>児童の安全を確保するための関係機関等が迅速・的確に行われよう。児童相談所や子育て支援センターの体制強化が期待される。</p> <p>虐待児童の家庭への保護支援を強化するとともに、虐待の防止に向けた支援を実施し、将来の自立につなげる。</p>
<p><b>【主な対策・取組】 ※昨年成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止法の改正</li> <li>DV対策との連携強化規定の創設</li> <li>子育て世代包括支援センターの全国展開</li> <li>児童虐待防止条例の整備</li> <li>児童虐待防止法(189)の創設</li> </ul>	<p>注:改正事項は下線部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の体制強化等 2022年度までに児童相談所の約2000人増の大規模増員</li> <li>児童虐待防止法の改正(2022年度末までに児童心理学の800人増)</li> <li>児童虐待発生時の迅速・的確な対応のための規定の整備</li> <li>児童相談所等の設置促進規定の創設</li> <li>児童相談所の業務の分離</li> <li>児童虐待防止法(189)の創設</li> <li>児童虐待防止法(189)の創設</li> <li>児童虐待防止法(189)の創設</li> </ul>

支援を要する妊婦等に関する情報提供 【平成28年10月施行・児童福祉法】	
<p><b>考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。</li> <li>0歳児の死亡事例の背景として、母親が妊娠前から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。</li> </ul> <p>支援を要する妊婦等と把握しやすい機関が、妊娠前から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。</p>	<p><b>改正法による対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援児童等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>※「要支援児童等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定妊婦: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)</li> <li>②要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)</li> </ul> <p>(参考) 児童福祉法(抄)</p> <p>第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と認められる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。</p> <p>② 刑法の窃盗罪等の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。</p>

最近の児童虐待防止対策の経緯	
<p>2016年 6月成立</p> <p><b>H20児童福祉法等の一部改正(20174施行)</b></p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一貫した対応の強化を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭環境や育育者による、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の必要の措置を講ずる。</p>	
<p>2017年 6月成立</p> <p><b>H20児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(20184施行)</b></p> <p>虐待を受けている児童等の保護を図るとともに、児童虐待防止法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること)に基づき、児童虐待防止法(189)の創設。</p>	
<p>2018年 7月20日</p> <p><b>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定)</b></p> <p>増加する児童虐待に対し、子どもが権利の主体であることに基づき、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急の措置に関する対策と合わせて、必要の児童虐待防止対策に関する課題に取り組む。</p>	
<p>2018年 12月18日</p> <p><b>児童虐待防止対策体制強化プラン(新プラン)(関係閣僚会議決定)</b></p> <p>緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大規模増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を実施する。</p>	
<p>2019年 2月2日</p> <p><b>緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定)</b></p> <p>児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要支援児童等の情報の取扱い、関係機関の連携に関する新ルールの策定及び児童相談所等の体制強化を図る。</p>	2019.1 千葉県野田村で10歳児の死亡事例が発生
<p>2019年 3月19日</p> <p><b>児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)</b></p> <p>今年度の児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。今年度の事業、今年度の野田村の事業等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童相談所等の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関の連携強化など、必要の措置を講ずる。</p>	2019.6 北海道札幌市で5歳児の死亡事例が発生
<p>2019年 6月19日</p> <p><b>R1児童福祉法等の一部改正(20204施行)</b></p> <p>児童虐待防止対策の強化を図るため、児童虐待防止法(189)の創設、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関の連携強化など、必要の措置を講ずる。</p>	

要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について (平成28年12月16日厚労省発1216第2号・厚労母発1216第2号 最終改正30年7月20日)	
<p><b>【主な内容】</b></p> <p>1. 情報提供に当たっての共通の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関が市町村に情報提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、例外として、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない。</li> <li>② 地方公共団体の職員の個人情報提供は、一般的には、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報保護法第17条第2号に「法令に定めがあるとき」等が規定されており、この「法令に定めがあるとき」に該当するもの、条例に例外規定がある場合は条例違反とはならない。</li> <li>③ 関係機関は、対象とする者に対して、原則、情報提供の概要及び必要と認められる市町村による支援が、要支援児童等の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること、説明が困難な場合でも、必要と認められるよう、居住する市町村への情報提供を要すること。</li> </ul> <p>2. 各関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村(子育て支援部局、子育て世代包括支援センター、市区町村とも関係ある機関、教育委員会事務局、要支援児童対策協議会)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関からの情報を基に、必要な支援の把握や関係機関の協力を行う。必要に応じて関係機関との連携を要する。</li> <li>② 協議会は、市町村の担当事業と関係機関が連携を取りながら必要を実施。</li> </ul> </li> <li>(2) 病院、診療所           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象となる患者情報を市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供して治療開始の旨が通知可能。</li> <li>② 市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。</li> </ul> </li> <li>(3) 助産所           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 産前一人ひとりの子ども虐待の早期発見、早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下、組織的に対応すること。</li> </ul> </li> <li>(4) 児童福祉施設等(児童相談所、児童福祉施設等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会との関係を決めると連携体制の構築に取り組みすること。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。</li> <li>② 児童相談所(児童相談所)               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所が協議会に情報提供を行い、協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>② 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>③ 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(5) その他(児童相談所、小児科及び児童科)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所が協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>② 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>③ 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> </ul> </li> <li>(6) 私立施設及び私立学校において協議会に参加していない場合には、組織的に連携し関係機関との連携、協力を図り、子ども虐待の防止に関する市町村の指導への協力を要する。</li> <li>(7) その他(児童相談所、小児科及び児童科)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所が協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>② 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> <li>③ 協議会に情報提供を行う場合は、協議会に情報提供を行うこと。</li> </ul> </li> <li>(8) 連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助産、協力を要すること。</li> </ul>	
<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定妊婦及び要支援児童等(乳幼児及び学童期)の様子や状況の変化を要して示す。</li> <li>(2) 関係機関から市町村に対する情報提供、診療情報に関する通知文を交付。</li> <li>(3) 参考資料: 支援経緯・結果報告書(例)、特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関する支援の流れ等を添付。</li> </ul>	

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要 (平成28年5月27日成立、6月3日公布)	
<p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待防止について発生予防から自立支援まで一貫した対応の強化を図るとともに、児童福祉法の理念を明確化するともに、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の必要の措置を講ずる。</p>	
<p><b>改正の概要</b></p> <p>1. 児童福祉法の理念の明確化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達と自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。</li> <li>(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と関係機関における児童の養育を推進するものとする。</li> <li>(3) 国・都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。</li> <li>(4) 関係機関は、児童のしつけに際しては、保護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。</li> </ul> <p>2. 児童虐待の発生予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置を努めるものとする。</li> <li>(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。</li> <li>(3) 国・地方公共団体は、母子健康包括支援センターの設置促進等必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備を努めるものとする。</li> <li>(2) 国・地方公共団体は、児童虐待防止法(189)の創設により、児童虐待防止法(189)の創設による措置を実施するものとする。</li> <li>(3) 国・都道府県は、児童相談所を設置するものとする。</li> <li>(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理学、②医師又は保健師、③指導、教育担当の児童相談員を置くこととし、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</li> <li>(5) 児童相談所等から児童虐待発生時、緊急事態発生時において、児童虐待防止法(189)の創設により、児童虐待防止法(189)の創設による措置を実施するものとする。</li> </ul> <p>4. 虐待児童への自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。</li> <li>(2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の附帯から児童の自立支援まで一貫した支援を位置付ける。</li> <li>(3) 親子関係再構築支援を行うとともに、児童虐待防止法(189)の創設により、児童虐待防止法(189)の創設による措置を実施するものとする。</li> <li>(4) 自立支援ホームについて、22歳以上の年齢にある大学等就学者を対象とする。</li> </ul> <p>(格付規定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○格付後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。</li> <li>○格付後2年以内、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の適応の在り方、児童福祉事業の従事者の資質向上の方策を検討する。</li> <li>○格付後3年以内速やかに、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。</li> </ul>	
<p><b>施行期日</b> 平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)</p>	

別表1 出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦【特定妊婦】の該当者と対応		別表2 虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が高えられる児童等【要支援児童等】の該当者と対応	
<p>特定妊婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦</li> <li>2. 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</li> </ul>	<p>要支援児童等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待を受けている児童等の保護を図るとともに、児童虐待防止法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること)に基づき、児童虐待防止法(189)の創設。</li> <li>2. 増加する児童虐待に対し、子どもが権利の主体であることに基づき、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急の措置に関する対策と合わせて、必要の児童虐待防止対策に関する課題に取り組む。</li> </ul>	<p>特定妊婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦</li> <li>2. 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</li> </ul>	<p>要支援児童等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待を受けている児童等の保護を図るとともに、児童虐待防止法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること)に基づき、児童虐待防止法(189)の創設。</li> <li>2. 増加する児童虐待に対し、子どもが権利の主体であることに基づき、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急の措置に関する対策と合わせて、必要の児童虐待防止対策に関する課題に取り組む。</li> </ul>

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修4. 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修

別表3 虐待の発生予防のために、保護者への教育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況【学習記録用紙】

児童等	様子や状況
児童等A	母が児童Aを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等B	母が児童Bを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等C	母が児童Cを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等D	母が児童Dを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等E	母が児童Eを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等F	母が児童Fを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等G	母が児童Gを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等H	母が児童Hを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等I	母が児童Iを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等J	母が児童Jを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等K	母が児童Kを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等L	母が児童Lを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等M	母が児童Mを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等N	母が児童Nを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等O	母が児童Oを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等P	母が児童Pを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等Q	母が児童Qを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等R	母が児童Rを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等S	母が児童Sを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等T	母が児童Tを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等U	母が児童Uを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等V	母が児童Vを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等W	母が児童Wを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等X	母が児童Xを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等Y	母が児童Yを虐待していたり、虐待の恐れがある。
児童等Z	母が児童Zを虐待していたり、虐待の恐れがある。

参考資料 特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関する支援の流れ

12

### 児童虐待防止対策の抜本的強化について②（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

##### (1) 児童相談所の体制強化

法① 介入的対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

- 一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

法② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- 児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士との連携を強化し、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
- 関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

法⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- 新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
- 専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

法⑥ 児童福祉司等への処遇改善

- 手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

15

### 母子保健策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

考え方

- 実態として、市町村における母子保健担当部署と児童福祉担当部署の「縦割り」があり、母子保健策を通じた虐待予防等が十分に機能していない場合がある。

改正法による対応

- 母子保健策が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、母子保健法において明確化する。

● 母子保健法（昭和40年法律第141号）（抄）※下線部が改正による追加部分

（国及び地方公共団体の責務）

第5条（略）

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

13

### 児童虐待防止対策の抜本的強化について③（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

##### (2) 児童相談所の設置促進

法① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

- 児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政府において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

法② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 政府は、施行後5年間の目標として、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。
- 政府は、施行後5年間の目標として、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を未然に防ぐ状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

法③ 一時保護所の環境改善・体制強化

- 適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

##### (3) 市町村の体制強化

法① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- 2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向け、支援を拡充する。

法② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

##### (4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格も含めた資質向上の在り方の検討

- 児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上について、施行後1年を目標に検討する。

##### (5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

法① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

法② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- 児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

16

### 児童虐待防止対策の抜本的強化について④（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

#### 1 子どもの権利擁護

法① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

- 体罰禁止について法定化する。
- 体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。
- 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目標に必要な見直しを検討する。

法② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

- 子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目標に必要な検討を進める。

#### 2 児童虐待の発生予防・早期発見

法① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

法② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- 子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的活用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

法③ 相談窓口の周知・徹底

- 189（いちばや）の周知、啓発、通話料の無料化。

法④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

14

### 児童虐待防止対策の抜本的強化について④（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

##### (6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 婦人相談所・一時保護所の体制強化

##### (7) 関係機関間の連携強化等

法① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

- 児童相談所・市町村における情報共有の推進
- 全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。
- 保護者支援プログラムの推進
- 専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。
- 児童相談所と警察との連携強化
- 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化
- 児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

#### 4 社会的養育の充実・強化

法① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

- 里親の負担軽減（一時的に子どもを預かるサービスの利用促進）や手当の充実等。

法② 特別養子縁組制度等の利用促進

- 特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

法③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

法④ 自立に向けた支援の強化

- 18歳到達後の養育を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住み先の確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

17

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修4. 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修


児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第48号)の概要 (令和元年6月19日成立・6月26日公布)	
<b>改正の趣旨</b>	児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。
<b>改正の概要</b>	※下線部は案議院による修正部分
<b>1. 児童の権利擁護</b> 【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。</li> <li>② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。</li> <li>③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。</li> </ul>
<b>2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑤・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。</li> <li>② 都道府県は、児童相談所が指定決定その他の法律関係業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配属又はこれに準ずる措置を行うものとするともに、児童相談所に医師及び保健師を配属する。</li> <li>③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。</li> <li>④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。</li> <li>⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。</li> <li>⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づき指導を行うよう努めるものとする。</li> <li>⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。</li> </ul> </li> <li>(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとする。</li> <li>② 政府は、施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保、育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。</li> <li>③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul> </li> </ul>

<b>(3) 関係機関間の連携強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【①は児童福祉法、②～④・⑤の部分は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】</li> <li>① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。</li> <li>② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。</li> <li>③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。</li> <li>④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。</li> <li>⑤ D V対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はD V被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。</li> </ul>
<b>3. 検討規定その他所要の規定の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が適量なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。</li> <li>② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充、一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>⑧ 通報の対象となるD Vの形態及び保護命令の単位をすることができるD V被害者の範囲の拡大、D V加害者の地域社会における責任のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>⑨ その他所要の規定の整備を行う。</li> </ul>
<b>施行期日</b>	令和2年4月1日(③②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。  
**厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「健やか親子21」を推進しています。**

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21